

# 令和 7 年度適性検査及び講習実施要項 ( 狩 猟 免 許 更 新 )

京 都 府

## 1 適性検査及び講習を受けられる資格

京都府内に住所を有し、有効期限が令和 7 年 9 月 1 4 日までの交付免状を所持している者で、狩猟免許の更新を受けようとする者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として次のものにかかっている者
  - ア 統合失調症
  - イ そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
  - ウ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
  - エ 前号に掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
- (2) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (3) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者

なお、有効期間の満了していない他の種の狩猟免許を持っている者は、その免許も併せて更新することができる。

## 2 適性検査及び講習の内容

### (1) 適性検査

視力、聴力、運動能力について、次に掲げる合格基準に示す能力を備えているかどうかについて試験を行う。

| 科 目  | 合 格 基 準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 視 力  | <p>1 網猟免許又はわな猟免許に係る適性検査にあつては、視力（万国式試視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。以下同じ。）が両眼で 0. 5 以上であること。</p> <p>ただし、1 眼が見えない者については、他眼の視野が左右 1 5 0 度以上で、視力が 0. 5 以上であること。</p> <p>2 第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る適性検査にあつては、視力が両眼で 0. 7 以上であり、かつ、1 眼でそれぞれ 0. 3 以上であること。</p> <p>ただし、1 眼の視力が 0. 3 に満たない者又は 1 眼が見えない者については、他眼の視野が左右 1 5 0 度以上で、視力が 0. 7 以上であること。</p> |
| 聴 力  | 1 0 メートルの距離で、9 0 デシベルの警音器の音が聞こえる聴力（補聴器により補正された聴力を含む。）を有すること。                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 運動能力 | <p>狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がないこと。</p> <p>ただし、狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がある者については、その者の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。</p>                                                                                                                                                                |

(2) 講習

ア 講習科目

- (ア) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令
- (イ) 鳥獣の保護及び管理に関する知識
- (ウ) 鳥獣の判別
- (エ) 猟具の取扱い

イ 講習時間

3時間程度

### 3 適性検査及び講習の日時、場所

別項に記載のとおり。

### 4 申請の手続き

(1) 受付期間

5月27日(火)から各受付締切日まで(ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

申請受付時間は、午前8時30分から午後4時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(2) 申請方法

最寄りの各京都府総合庁舎又は京都府京都林務事務所に、下記(3)の申請書類等をそろえて申請すること。

郵送による申請も可とするが、受付期間内に住所地を所管する公所へ特定記録郵便で必着のこと。

(3) 申請書類等

ア 狩猟免許更新申請書(次に掲げるイ及びウを張り付けること。)

イ 写真(申請書提出前6箇月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景のもので、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル)

ウ 免許更新手数料2,900円分の納付済証

なお、狩猟免許更新申請書受理後、免許更新手数料は返還いたしません。

エ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあつては、当該許可にかかる許可証の写し。許可を受けていない場合はこの要項の1(1)～(3)に示す者(精神障害等)でないことを証明する医師の診断書(※診断書は、申請書提出日前6箇月以内のもの)

オ 認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であつて、適性検査の免除を申請する場合は、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した狩猟について必要な適性を有することを確認した旨の書面(狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面)。なお、狩猟者の資質向上を図るため、2(2)を受講することが望ましい。

カ 複数の狩猟免許を更新しようとする者は、1枚の申請書にまとめて申請すること

※ 免許の種類毎に免許更新手数料を要する。

### 5 合格発表

合格発表は、当日、検査会場で行う。

### 6 狩猟免状の交付

講習を受講し検査に合格した者は、別項に記載された免状交付日以降に受検票、旧免状及び印鑑(署名可)を持参の上、申請を受け付けた各京都府総合庁舎及び京都府京都林務事務所で狩猟免状の交付を受けること。

### 7 注意事項

(1) 適性検査及び講習当日の受付は、開始30分前から行います。

(2) 適性検査及び講習当日は、受検票及び筆記用具を持参すること。

(3) 適性検査及び講習を受けるときは、係員の指示に従うこと。指示に従わないときは退場を命じることがある。

(4) 各検査及び講習会場においては、駐車場・駐輪場を確保していないため、来場に当たっては公共交通機関を利用のこと。

(別 項)

令和7年度 適性検査及び講習の日・場所

| 開催日       | 開始   | 場所                            | 住所                     | 受付締切日     | 免状の交付     |
|-----------|------|-------------------------------|------------------------|-----------|-----------|
| 7月8日 (火)  | 9:30 | 京都府庁3号館会議室                    | 京都市上京区下立売通<br>新町西入藪ノ内町 | 6月24日 (火) | 7月29日 (火) |
| 7月15日 (火) | 9:30 | 京都府庁3号館会議室                    | 京都市上京区下立売通<br>新町西入藪ノ内町 | 7月1日 (火)  | 8月5日 (火)  |
| 7月26日 (土) | 9:30 | 文化パルク城陽                       | 城陽市寺田今堀1               | 7月11日 (金) | 8月18日 (月) |
| 8月2日 (土)  | 9:30 | 与謝野町勤労者総合福祉センター<br>(野田川わーくばる) | 与謝郡与謝野町四辻<br>161       | 7月18日 (金) | 8月25日 (月) |
| 8月23日 (土) | 9:30 | 京都府庁3号館会議室                    | 京都市上京区下立売通<br>新町西入藪ノ内町 | 8月8日 (金)  | 9月12日 (金) |
| 8月26日 (火) | 9:30 | 綾部市市民センター<br>(あやべ・日東精工アリーナ)   | 綾部市西町三丁目南大<br>坪39の10   | 8月12日 (火) | 9月12日 (金) |